

東北学院大学と西南学院大学の内部質保証のための共同 IR に関する覚書

東北学院大学と西南学院大学（以下「両大学」という。）は、「東北学院大学と西南学院大学の内部質保証のための共同 IR に関する協定書」の第2条第1項の実施に当たり、次のとおり覚書を取り交わす。

- 1 両大学は、次の事項について相互に協力する。
 - (1) IR を活用した教育研究等の改善に関する事項
 - ア 学生の学修成果の把握又は実態把握のための共同学生調査の実施及び分析
 - イ アセスメントテストを用いた指標の共同開発及び学修成果の分析
 - (2) IR 活動の支援及び助言に関する事項
 - ア ファクトブック等のデータ定義集の共同制作
 - イ 両大学の IR 活動に関する相互コンサルティングの実施
 - ウ 高等教育関係及び IR 関係の情報収集及び情報交換
 - (3) IR 担当者の育成に関する事項
 - ア IR を活用した FD 及び SD プログラムの実施
 - イ IR 担当者育成プログラムの実施
 - (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項
- 2 この覚書に定めるもののほか必要な事項は、両大学で協議の上、決定する。
- 3 この覚書は、必要に応じて、両大学で協議の上、見直しを行うものとする。

この覚書の証として、本覚書を2通作成し、両大学の学長が署名の上、各大学で1通を保有する。

2023年 3月 24日

東北学院大学

学長

大西晴樹

2023年 3月 24日

西南学院大学

学長

今井尚生